

2026 年 7 月 16 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
大 阪 市 北 区 茶 屋 町 1 9 番 1 9 号
阪 急 阪 神 リ ー ト 投 資 法 人
代 表 者 名
執 行 役 員 岡 崎 豊 茂
(コード番号：8977)
資産運用会社名
阪 急 阪 神 リ ー ト 投 信 株 式 会 社
代 表 者 名
代 表 取 締 役 社 長 岡 崎 豊 茂
問 合 せ 先
財 務 ・ I R 部 長 板 倉 弘 志
TEL. 06-6376-6823

規約の変更及び役員の選任に関するお知らせ

阪急阪神リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会におきまして、下記の規約の変更及び役員の選任について、2026年8月25日に開催される本投資法人の第14回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 規約変更の理由及び内容について

- (1) 本投資法人のポートフォリオの資産規模及び収益性、並びに他の J-REIT における役員人数等を考慮し、執行役員、監督役員及び役員会の機能を充分かつ適切に発揮するために必要な役員数と役員数の増大による負担との均衡を図るために、執行役員及び監督役員の員数の上限を設け、これに関連する規定について必要な変更を行うものです（規約変更案第 10 条第 1 項、第 11 条、第 18 条、第 23 条第 1 項関係）。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴い、改正後の条文にあわせるために関連する規定の変更を行うものです（規約変更案第 29 条第 5 項第 3 号関係）。
- (3) 一般社団法人投資信託協会が 2026 年 4 月 1 日付で一般社団法人日本投資顧問業協会と合併し、一般社団法人資産運用業協会へ名称変更したことに伴い、これに関連する規定について必要な変更を行うものです（規約変更案第 36 条第 2 号及び第 5 号関係）。

（規約変更の詳細につきましては、添付「第 14 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

2. 役員の選任について

執行役員岡崎豊茂、監督役員塩路広海及び岡野秀章は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、本投資主総会において執行役員 1 名及び監督役員 2 名の選任（重任）に関する議案を、本投資主総会に提出いたします。

また、執行役員、監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員 1 名及び補欠監督役員 1 名の選任に関する議案を、本投資主総会に提出いたします。

（1）執行役員候補者

岡崎 豊茂（重任）

（2）補欠執行役員候補者

藪内 孝恒（重任）

（3）監督役員候補者

塩路 広海（重任）

岡野 秀章（重任）

（4）補欠監督役員候補者

奥田 聡子（重任）

（役員選任に関する詳細につきましては、添付「第 14 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

3. 日程

2026 年 7 月 16 日 役員会にて本投資主総会提出議案を決議

2026 年 8 月 6 日 本投資主総会招集通知発送（予定）

2026 年 8 月 25 日 本投資主総会開催、規約変更及び役員選任議案を付議（予定）

以 上

* 本投資法人のウェブサイト <https://www.hankyuhanshinreit.co.jp/>

<添付資料>

- ・ 参考資料 第 14 回投資主総会招集ご通知

(発信日) 2026年8月6日
(電子提供措置の開始日) 2026年7月30日

投資主各位

大阪市北区茶屋町19番19号
阪急阪神リート投資法人
執行役員 岡 崎 豊 茂

第14回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第14回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本投資主総会に当日ご出席されない場合は、後記投資主総会参考書類をご検討くださいます、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2026年8月24日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。なお、ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の意思表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第15条第1項において、「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。」旨を定めております。

従いまして、本投資主総会に当日ご出席されず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成したものとみなされ（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）、投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、本投資法人ウェブサイト「第14回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

＜本投資法人ウェブサイト＞

<https://www.hankyuhanshinreit.co.jp/ir/unit holders.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「阪急阪神リート投資法人」又は「コード」に「8977」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」の順に選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

＜東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）＞

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時：2026年8月25日（火曜日）午前10時

2. 場 所：大阪市北区茶屋町19番19号

ホテル阪急インターナショナル 6階 瑞鳥

（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。前回と同じホテルですが、会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決 議 事 項

第1号議案 規約一部変更の件

第2号議案 執行役員1名選任の件

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

第4号議案 監督役員2名選任の件

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以 上

- ◎本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項について修正する必要がある場合は、上記の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である阪急阪神リート投信株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。
- ◎本投資主総会及びその後の「運用状況報告会」にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 本投資法人のポートフォリオの資産規模及び収益性、並びに他のJ-REITにおける役員人数等を考慮し、執行役員、監督役員及び役員会の機能を充分かつ適切に発揮するために必要な役員数と役員数の増大による負担との均衡を図るために、執行役員及び監督役員の員数の上限を設け、これに関連する規定について必要な変更を行うものです（規約変更案第10条第1項、第11条、第18条、第23条第1項関係）。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴い、改正後の条文にあわせるために関連する規定の変更を行うものです（規約変更案第29条第5項第3号関係）。
- (3) 一般社団法人投資信託協会が2026年4月1日付で一般社団法人日本投資顧問業協会と合併し、一般社団法人資産運用業協会へ名称変更したことに伴い、これに関連する規定について必要な変更を行うものです（規約変更案第36条第2号及び第5号関係）。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第4条 〔条文省略〕	第1章 総 則 第1条～第4条 〔現行どおり〕
第2章 投資口 第5条～第8条 〔条文省略〕	第2章 投資口 第5条～第8条 〔現行どおり〕
第3章 投資主総会 第9条 〔条文省略〕	第3章 投資主総会 第9条 〔現行どおり〕
(投資主総会の招集) 第10条 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の承認に基づき、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名 <u>以上</u> の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。 2.～3. 〔条文省略〕	(投資主総会の招集) 第10条 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の承認に基づき、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。 2.～3. 〔現行どおり〕
第10条の2 〔条文省略〕	第10条の2 〔現行どおり〕
(投資主総会の議長) 第11条 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名 <u>以上</u> の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。全ての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において予め定めた順序に従い、監督役員の1名がこれにあたる。	(投資主総会の議長) 第11条 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。全ての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において予め定めた順序に従い、監督役員の1名がこれにあたる。
第12条～第17条 〔条文省略〕	第12条～第17条 〔現行どおり〕

現 行 規 約	変 更 案
第4章 役員及び役員会 (役員の員数並びに役員会の構成) 第18条 本投資法人の執行役員は<u>1名以上</u>、監督役員は<u>2名以上</u>(但し、執行役員の数に1を加えた数以上とする。)とし、執行役員及び監督役員(以下「役員」という。)は役員会を構成する。 第19条～第22条 [条文省略] (役員会招集権者及び議長) 第23条 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名<u>以上</u>の場合には役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。 2. [条文省略] 第24条～第26条 [条文省略] 第5章 資産運用 第27条～第28条 [条文省略] (資産運用の対象とする特定資産の種類) 第29条 1.～4. [条文省略] 5. 本投資法人は、不動産等への投資にあたり、必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。 (1)～(2) [条文省略]	第4章 役員及び役員会 (役員の員数並びに役員会の構成) 第18条 本投資法人の執行役員は<u>2名以内</u>、監督役員は<u>3名以内</u>(但し、執行役員の数に1を加えた数以上とする。)とし、執行役員及び監督役員(以下「役員」という。)は役員会を構成する。 第19条～第22条 [現行どおり] (役員会招集権者及び議長) 第23条 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合には役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。 2. [現行どおり] 第24条～第26条 [現行どおり] 第5章 資産運用 第27条～第28条 [現行どおり] (資産運用の対象とする特定資産の種類) 第29条 1.～4. [現行どおり] 5. 本投資法人は、不動産等への投資にあたり、必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。 (1)～(2) [現行どおり]

現 行 規 約	変 更 案
(3) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、その後の改正を含む。）に基づく<u>算定割当量</u>その他これに類似するもの、又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。） (4)～(5) 〔条文省略〕 6. 〔条文省略〕 第30条～第31条 〔条文省略〕 第6章 資産評価 第32条～第33条 〔条文省略〕 第7章 借入れ及び投資法人債の発行 第34条 〔条文省略〕 第8章 計算 第35条 〔条文省略〕 （金銭の分配の方針） 第36条 本投資法人は、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行う。 (1) 〔条文省略〕 (2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、不動産市況の動向等により本投資法人が適切と判断した場合、又は本投資法人における課税負担の発生を抑えることを目的として本投資法人が適切と判断する場合、法令等（<u>一般社団法人投資信託協会</u>の定める規則を含む。）に定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を利益を超えた金銭として分配することができる。 (3)～(4) 〔条文省略〕	(3) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、その後の改正を含む。）に基づく<u>国際協力排出削減量</u>その他これに類似するもの、又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。） (4)～(5) 〔現行どおり〕 6. 〔現行どおり〕 第30条～第31条 〔現行どおり〕 第6章 資産評価 第32条～第33条 〔現行どおり〕 第7章 借入れ及び投資法人債の発行 第34条 〔現行どおり〕 第8章 計算 第35条 〔現行どおり〕 （金銭の分配の方針） 第36条 本投資法人は、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行う。 (1) 〔現行どおり〕 (2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、不動産市況の動向等により本投資法人が適切と判断した場合、又は本投資法人における課税負担の発生を抑えることを目的として本投資法人が適切と判断する場合、法令等（<u>資産運用会社が加入する金融商品取引業協会</u>の定める規則を含む。）に定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を利益を超えた金銭として分配することができる。 (3)～(4) 〔現行どおり〕

現 行 規 約	変 更 案
(5) <u>投信協会規則</u> 本投資法人は、上記第(1)号から第(4)号までのほか、金銭の分配にあたっては、<u>一般社団法人投資信託協会</u>の定める規則等に従うものとする。 第9章 会計監査人 第37条～第39条 [条文省略] 第10章 業務及び事務の委託 第40条～第42条 [条文省略] (別紙) 資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期 [省略]	(5) <u>資産運用会社が加入する金融商品取引業協会の規則</u> 本投資法人は、上記第(1)号から第(4)号までのほか、金銭の分配にあたっては、<u>資産運用会社が加入する金融商品取引業協会</u>の定める規則等に従うものとする。 第9章 会計監査人 第37条～第39条 [現行どおり] 第10章 業務及び事務の委託 第40条～第42条 [現行どおり] (別紙) 資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期 [現行どおり]

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員岡崎豊茂は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、任期は、投信法第99条第2項及び現行規約第20条第1項但書の定めを適用し、就任する2026年8月25日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。また、執行役員選任に関する本議案は、2026年7月16日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴
おか ざき とよ しげ 岡 崎 豊 茂 (1965年5月23日)	1991年4月 安田信託銀行株式会社（現 みずほ信託銀行株式会社）入社
	1999年3月 日本生命保険相互会社 入社
	2000年7月 オリックス株式会社 入社
	2004年4月 阪急電鉄株式会社 入社
	2004年4月 阪急リート投信株式会社（現 阪急阪神リート投信株式会社）
	2009年4月 阪急電鉄株式会社 不動産運用部調査役
	2017年4月 阪急インベストメント・パートナーズ株式会社（現 阪急阪神不動産投資顧問株式会社） 常務取締役
	2020年4月 阪急阪神リート投信株式会社 取締役
	2022年4月 同 常務取締役
	2022年8月 阪急阪神リート投資法人 補欠執行役員
	2024年4月 阪急阪神リート投信株式会社 代表取締役社長（現在）
	2024年8月 阪急阪神リート投資法人 執行役員（現在）

- ・2026年5月31日現在、上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を、累積投資制度を利用することにより32口所有しております。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である阪急阪神リート投信株式会社の代表取締役社長であります。その他、上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

- ・ 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、また、上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、本投資主総会において補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第2項本文の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

補欠執行役員選任に関する本議案は、2026年7月16日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴
やぶ うち たか のぶ 藪 内 孝 恒 (1966年8月9日)	1991年4月 阪急電鉄株式会社 入社 1995年6月 阪急エンジニアリング株式会社(現 阪急設計コンサルタント株式会社) 2008年4月 阪急リート投信株式会社(現 阪急阪神リート投信株式会社) 2016年4月 阪急電鉄株式会社 不動産運用部グループ・リーダー 2017年4月 同 副部長 2018年4月 阪急阪神不動産株式会社 投資企画部副部長 2021年4月 同 投資企画部長 2021年4月 阪急阪神リート投信株式会社 取締役(非常勤) 2024年4月 同 常務取締役 2024年8月 阪急阪神リート投資法人 補欠執行役員(現在) 2026年4月 阪急阪神リート投信株式会社 常務取締役 経営企画部長(現在)

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である阪急阪神リート投信株式会社の常務取締役であります。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- ・上記補欠執行役員候補者については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員塩路広海、岡野秀章の2名は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、任期は、現行規約第20条第1項但書の定めを適用し、就任する2026年8月25日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴
1	しお じ ひろ うみ 塩 路 広 海 (1957年1月28日)	1987年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 浅岡法律事務所（現 浅岡・瀧法律会計事務所）入所 1991年4月 塩路法律事務所設立 2007年6月 株式会社立花エレテック 社外監査役 2009年4月 大阪弁護士会 副会長 2012年4月 大阪府コンプライアンス委員 2015年6月 株式会社フジシールインターナショナル 社外取締役 2016年9月 阪急リート投資法人（現 阪急阪神リート投資法人） 補欠監督役員 2020年8月 阪急阪神リート投資法人 監督役員（現在） 2021年12月 弁護士法人塩路総合法律事務所 代表社員（現在） 2022年6月 株式会社立花エレテック 社外取締役（監査等委員）（現在）

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴
2	おか の ひで あき 岡 野 秀 章 (1969年5月19日)	1993年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 1997年4月 公認会計士登録 1998年8月 大阪瓦斯株式会社 入社 2008年5月 税理士登録 2008年7月 岡野公認会計士事務所開設（現在） 2008年12月 SHO-BI株式会社（現 粧美堂株式会社） 社外監査役 2013年4月 学校法人修成学園修成建設専門学校 監事（現在） 2015年12月 SHO-BI株式会社（現 粧美堂株式会社） 社外取締役（監査等委員） 2020年8月 阪急阪神リート投資法人 補欠監督役員 2024年8月 阪急阪神リート投資法人 監督役員（現在）

- ・上記監督役員候補者両名は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務執行全般を監督しています。
- ・上記監督役員候補者塩路広海は、弁護士法人塩路総合法律事務所の代表社員であります。
- ・上記監督役員候補者岡野秀章は、岡野公認会計士事務所の所長であります。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記監督役員候補者は、現在、いずれも監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、また、上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、本投資主総会において補欠監督役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第2項本文の定めにより、第4号議案における監督役員の任期が満了する時までとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴
おく だ さと こ 奥 田 聡 子 (1970年4月24日)	1996年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 塩路法律事務所 入所 2013年4月 南森町法律事務所（現在） 2015年11月 豊中市公平委員会 委員長 2015年12月 豊中市伊丹市クリーンランド公平委員会 委員長 2021年6月 生活協同組合コープこうべ 理事（現在） 2024年4月 大阪弁護士会 総会副議長 2024年8月 阪急阪神リート投資法人 補欠監督役員（現在）

- ・ 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- ・ 上記補欠監督役員候補者については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投信法第93条第1項及び現行規約第15条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

- 【会 場】 大阪市北区茶屋町19番19号
ホテル阪急インターナショナル 6階 瑞鳥
- 【電 話】 06-6377-2100 (ホテル代表番号)



- 【交 通】
- 阪急大阪梅田駅（茶屋町口）より徒歩約3分
 - 大阪メトロ御堂筋線中津駅（④番出口）より徒歩約3分
 - J R大阪駅より徒歩約10分
 - 阪神大阪梅田駅より徒歩約15分

お願い：駐車場のご用意はいたしておりませんので、予めご了承ください。